

常滑市都市計画マスタープラン（素案）パブリックコメント結果

1. 実施概要

- ① 募集期間：令和元年12月24日（火）～令和2年1月22日（水）
- ② 周知方法：市ホームページ、広報とこなめ1月号に掲載
- ③ 閲覧方法：市ホームページ、市役所都市計画課
- ④ 提出方法：郵送、ファックス、電子メール又は持参

2. 結果概要

- ① 意見提出数：2名
- ② 意見総数：15件
- ③ 意見の概要と市の考え方

No	意見の概要	市の考え方
1	安心、安全な住みよいまちにするためには、市民と行政の連携・協力が必要である。市長、市議会、市職員、市民が協力し合える具体性のあるプランを示してほしい。	「第7章 計画の実現に向けて」で市民等をはじめ多様な主体との協力、連携の必要性は示しており、具体的な計画については、各分野において作成される個別計画で検討してまいります。
2	平成32年以降の表記は令和に訂正すべき。	ご意見のとおり修正いたします。
3	経済や交流による区分で、海浜交流拠点（大野、りんくう、坂井）が抜けている。	拠点の形成において、大野海水浴場、坂井海水浴場は観光交流拠点に、りんくうビーチは広域交流拠点に含める表現に訂正します。
4	子育て施設や介護施設の分布表示はあるが、拠点として格上げすべき。	子育て施設や介護施設は生活利便施設として、市域をなるべく広くカバーできるようにすべきであるため、現行のままとします。
5	避難拠点を確立する。	避難所等のあり方は、具体的な計画である「常滑市地域防災計画」において示しております。
6	土地利用の構成（ゾーニング）で地場産業エリアに鬼崎漁港が抜けている。	地場産業エリアは、現行の用途地域で準工業地域に指定されているやきもの散歩道周辺を職住近接の土地利用を維持するエリアとして住居系市街地ゾーンの中で特別に位置付けしたものです。鬼崎漁港周辺は第一種住居地域であることから住居系市街地ゾーンとして維持を図るエリアとしているため、現行のままとします。
7	都市づくりの方針が自動車優先の方針のため、歩行・自転車空間の確保を市全体で実施すべき。	公共交通等の方針として、「歩行者・自転車ネットワーク」（P5-7）を掲げ、自動車に過度に頼らなくても安全・安心に暮らせる生活圏を形成することとしております。

8	CO2削減、健康増進等を図るための常滑サイクリングロードの形成。	<p>都市計画マスタープランは都市構造の将来ビジョンやその実現に向けた都市づくりの方針を明らかにし、本市の都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものです。</p> <p>頂いたご意見については、各分野を所管する部署と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
9	バス利用促進のための無料バスルート形成の拡大。	
10	大曾公園以外に、プロチームを誘致できるような運動公園を整備。	
11	鬼崎漁港における新たな観光施設として、鬼崎フィッシャーマンズ・ワーフを提案。	
12	セラモール周辺における新たな観光施設としてIW-CATタウンを提案。	
13	過疎地区における新たな観光施設として、日本文化村を提案。	
14	24時間遠隔診療の実現に向けた先端広域医療チーム体制の提案。	
15	小鈴谷地区における学生や企業誘致を目指した鈴浜義塾大学創設の提案。	

④ 素案の修正

No	該当ページ	修正事項
1	P1-3、P1-7、P1-11、P2-11、P2-12、P2-90、P4-3	年号箇所を適宜修正します。
2	P4-7	<p>下線部のとおり追記・修正します。</p> <p>(広域交流拠点) 空港対岸部のりんくう地区においては、広域からの集客力の高い商業機能をはじめ、文化・レクリエーション、宿泊等の多様な都市機能の集積を高めるとともに、りんくう常滑駅周辺のオープンスペースや<u>りんくうビーチ</u>等を活用して、潤いある魅力的なにぎわい空間の創出を図ることで国内外から人を呼び込む広域交流拠点の形成を図ります。</p> <p>(観光交流拠点) やきもの散歩道周辺地区等においては、伝統や文化にふれることができる観光機能や商業機能の集積を高め、地区特有の景観の保全を図るとともに、<u>大野海水浴場から大野城址(城山公園)等周辺</u>、小脇公園から坂井海水浴場等周辺においては、古くからのまちなみ景観や既存の観光資源の活用を図ります。あわせて、外国人観光客に対して分かりやすい情報提供等を行うことで、空港や国際展示場の利用客をはじめとする国内外からの観光客を引き付ける魅力ある観光交流拠点の形成を図ります。</p>
3	P4-10	観光交流拠点に大野海水浴場を含むよう修正します。